

マスクフィットテストを実施します！！

令和5年4月1日から、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」といいます。）第38条の2第7項の規定により、事業者の皆様には、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（面体を有するものに限りません。）を使用させるときは、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを、厚生労働大臣の定める方法により確認（**フィットテスト**）し、これを3年間保管すべきことが義務付けられます。

当センターでは、厚生労働大臣が定める方法に適合したフィットテスト関連機器を導入し、また、適切に同テストを実施するために必要な研修を受けた職員を複数養成することにより、同テスト実施に向けた態勢を整えておりますので、ご用命があれば、以下までご連絡をいただければ幸いです。

お問合せ：公益社団法人 関西労働衛生技術センター 健診部 電話 06-6942-0171
申込用紙は、下部に掲載しておりますので、ご参照ください。

1 フィットテスト義務化に至る経緯について

令和3年4月1日から、溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において、加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則（別添を参照願います。）の特定化学物質（第2類物質）として、位置付けられました。

当該指定を受け、令和4年4月1日から、特化則第38条の2第5項により、「事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具使用させなければならない。」と規定され、また、同条第6項により、「事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該作業場についての第2項及び第4項の規定による測定結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない（※）。」とされました。

（※） 同条第2項及び第4項に基づき、空気中の溶接ヒュームの濃度測定を行った結果、以下の算式による「要求防護係数」を算出し、当該要求防護係数を上回る「指定防護係数」を有する「有効な呼吸用保護具」を使用させなければならないというもの。

$$\text{要求防護係数} = \frac{\text{マンガンの濃度の最大値}}{\text{マンガンの管理濃度} 0.05 \text{ mg/m}^3}$$

そして、令和5年4月1日から、同条第7項に基づき、「事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、当該呼吸用保護具が適切に使用されていることを、厚生労働大臣の定める方法により確認（**フィットテスト**）し、これを3年間保管しなければならない。」と規定されました。

2 フィットテストの必要性について

金属アーク溶接等作業に従事する労働者が、空気中の溶接ヒュームにばく露し、じん肺、肺がん、神経機能障害等により患することを防止するため、事業者の皆様に対して、特化則第38条の2第1項から第6項までの措置義務（有効な呼吸用保護具の使用等）を課したのですが、たとえ事業者の皆様が、防護性能を満たした呼吸用保護具を労働者に使用させたとしても、労働者の顔面と当該呼吸用保護具の呼吸用インターフェース（面体）との間に隙間がある等装着状態に不備があれば、呼吸用インターフェース内に、溶接ヒュームの粒子が流入し、結果として労働者が当該粒子にばく露してしまうことになります。また、当然のことながら、要求される当該呼吸用保護具の防護性能も満たしているとは言えません。

従いまして、同条第7項に基づき、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを、厚生労働大臣の定める方法により確認（**フィットテスト**）する必要性が認められるものです。

3 フィットテストの実施方法について

- (1) **フィットテスト**は、JIST8150:2021（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法 以下「規格」といいます。）に定める方法又はこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの溶接ヒュームの濃度を測定し、以下の計算式により「フィットファクタ」を求めます。

$$\text{フィットファクタ} = \frac{\text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}}{\text{呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度}}$$

- (2) 算出されたフィットファクタが、以下の「要求フィットファクタ」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

4 フィットテストの種類について

(1) 定量的フィットテスト

規格の基準を満たした専用の機器を用いて、呼吸用インターフェース（面体）の内側と外側の粒子の個数を計測し、呼吸用保護具と顔面との密着性の程度を確認します。

(2) 定性的フィットテスト

被験者がフードを被り、その中にサッカリン等を噴霧して、味覚の有無により、呼吸用保護具と顔面との密着性の程度を確認します。

FAX

マスクフィットテスト見積申込用紙

(短縮定量的・定性的マスクフィットテスト)

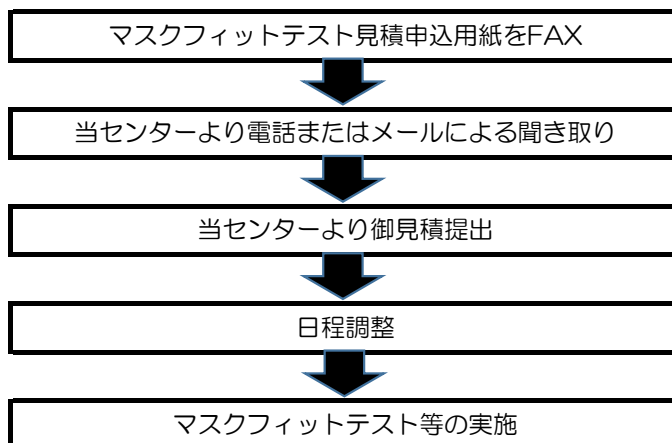
事業場名	
所在地	〒 TEL： _____ FAX： _____ Email： _____
申込者氏名 (担当者)	氏名： 部署名：
フィットテスト の種類	定量的 or 定性的 or 定量定性的両方 ○をつけてください
御見積内容	<input type="checkbox"/> マスクフィットテスト _____ 名 幣センターへ来館 or 貴社へ出張 ○をつけてください 【その他の御見積希望】 <input type="checkbox"/> 溶接ヒューム等特殊健康診断 <input type="checkbox"/> 溶接ヒューム等個人ばく露測定 <input type="checkbox"/> 作業環境測定
実施希望月	年 _____ 月頃を希望
質問等 (自由にご記入 ください)	

○詳細説明

令和5年(2023年)4月1日から特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」といいます。)第38条の21第7項の規定により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該溶接作業者に有効な呼吸用保護具(面体を有するものに限る)のフィットテストを実施し、これを3年間保管すべきことが義務付けられます。

当センターでは、貴社のご希望の定性的・短縮定量的・両方にあわせて、フィットテストが実施できます。短縮定量的フィットテストを採用し、短時間で実施できます。

○申込から実施までの流れ



○申込方法：FAXにてご返信ください

○お問合せ：電話 06-6942-0171 または、FAX 06-6942-0172 または、ホームページの「お問い合わせフォーム」より健診部までご連絡ください